

令和元年度（第37回）

東畑四郎記念研究奨励事業
募集案内

附 調査研究計画書
事業実施要領
調査研究費支給要綱
成果報告要領

令和元年12月

一般財団法人 農政調査委員会

令和元年度（第37回）

東畑四郎記念研究奨励事業募集案内

令和元年12月

（事業の趣旨）

この研究奨励事業は、生前わが国農政界において指導的役割を果たしてこられた故東畑四郎氏の業績を記念し、同氏が深い関心を寄せてこられた食料・農業・農村問題の実証的調査研究が新進の研究者等によって推進されることを奨励するため、一般財団法人農政調査委員会が事業主体となって実施するものです。

農政調査委員会は、1961（昭和36）年に設立された財団法人で、食料・農業・農村の基本問題についての実証的調査研究機関として、これまで数々の業績を発表しておりますが、この記念事業を実施するため、学識経験者、農業団体指導者等による審査委員会を設け、毎年定めるテーマについて優れた意図と内容を備えた調査研究計画を持つ者を選考し、その調査研究に要する費用について助成し、その成果を公刊しています。

食料・農業・農村問題が転換期を迎え、同時に、国民的関心が高まっている今日、多くの若手研究者及び関係実務者が、この事業の趣旨をご理解の上、下記の要領に従って応募されるよう期待しております。

—記—

I 募集するテーマ

（なお、募集対象となる研究は経済学や社会学等の社会科学の分野であり、自然科学を対象とするものではありません。）

1. わが国農業構造・経営の新たな動き
2. わが国の食料・食品流通、消費の変化と国際化戦略
3. 農村・地域振興の新たな動きと課題

II 応募の方法・締め切り

この事業による調査研究費の助成を希望する者は、事業実施要領に従って、所定の様式による応募用紙（「調査研究計画書」）に記入し、令和2年2月末日までにVの宛先まで応募下さい。なお、応募用紙は、Vのホームページアドレスから入手できます。

III 応募の資格者

以下の諸機関に所属し、40歳未満の個人を原則とします。組織としての応募は受け付けません。

また、調査研究費は直接、助成対象者に支給するものとします。

1. 大学・試験研究機関等の研究者及び学生・大学院生
2. 国、地方公共団体、農業・食料関係の団体または企業の役職員

IV 選考および研究成果の報告・普及

1. 助成対象者は、提出された調査研究計画書に基づき、審査委員会において選考いたします。選考の結果は、農政調査委員会から令和2年5月末日までに発表し、個別に通知いたします。
2. 助成対象者は、令和3年5月末日までに、その研究成果を所定の成果報告要領に従い、報告書として提出していただきます。
3. 報告書は、審査委員会の審査を経て、農政調査委員会の刊行物「日本の農業」「農」として公刊もしくは「東畑四郎記念報告書」としてまとめます。なお、著作権等は農政調査委員会に帰属します。

V 申込みおよび問い合わせ先

一般財団法人農政調査委員会「東畑四郎記念研究奨励事業」係

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号

Tel : 03-5213-4330 Fax : 03-5213-4331

URL : <http://www.apcagri.or.jp>

E-mail : tohata@apcagri.or.jp

なお、お問い合わせは原則としてE-mailまたはFaxにてお願いいたします。

東畑四郎記念研究奨励事業調査研究計画書

申込年月日 年 月 日

調査研究者名(ふりがな)	所属機関部局・職	生年月日	年 月 日
印		最終学歴、学位 現在の専門	
自宅住所 電話番号		勤務先住所 電話番号	
E-mailアドレス			
調査研究課題			
調査研究目的(調査研究の狙い、調査研究の特色および独創的な点をまとめて具体的に記入すること)			
調査研究計画および方法 (調査研究目的を達成するための計画・方法について、具体的に箇条書きをし、調査研究経費との関連性を記入すること)			

調査研究費	千円		
使用内訳明細（たとえば旅費、謝金、物品費など項目、種別ごとに具体的に記入すること）			
この調査研究課題についてのこれまでの調査研究の実施状況			
この調査研究課題についての他機関等からの委託研究費等の受入状況			
年 度	機関・研究費の名称	研 究 課 題	研究費の額(千円)
これまでの調査研究の発表状況			
発表論文・著書・報告書名	発表学会誌・報告書・雑誌名(年 月)	個人、共同論文の別	

東畑四郎記念研究奨励事業実施要領

1 趣旨

この事業は、故東畑四郎氏の業績を記念して、新進の研究者等によるわが国の農業・食料問題についての実証的調査研究を奨励することを目的とする。

2 事業

(1) 審査委員会の設置

助成対象者を決定し、報告書の審査等を行うために農政調査委員会に、東畑四郎記念研究奨励事業審査委員会（以下「審査委員会」という）をおく。

(2) 助成対象者

40歳未満であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学・試験研究機関等の研究者及び学生・大学院生
- ② 国、地方公共団体、農業・食料関係の団体または企業の役職員

(3) 研究奨励・普及等の措置

- ① 農政調査委員会は、審査委員会に諮って定めるテーマについて、助成対象希望者を公募する。
- ② 応募者は、別に定める様式による応募用紙（「調査研究計画書」）を令和2年2月末日までに農政調査委員会に提出しなければならない。
- ③ 審査委員会は、提出された調査研究計画書を審査し、令和2年5月末日までに助成対象者を決定し、本人に通知する。
- ④ 1件当たりの調査研究費は、30万円の範囲内とし、別添の調査研究費支給要綱により支給する。
- ⑤ 助成対象者は、助成対象となった調査研究の成果を所定の様式による報告書に取りまとめ、これを令和3年5月末日までに農政調査委員会に提出しなければならない。（なお、助成対象者は、令和2年11月末に調査研究の進捗状況について農政調査委員会に中間報告するものとする。）
- ⑥ 農政調査委員会は、調査研究の成果の普及を図るため、提出された報告書を審査委員会の審査を経て、「日本の農業」「農」または「東畑四郎記念報告書」として公刊する。

3 審査委員会

審査委員会は、農政調査委員会理事長のほか、学識経験者、農林水産省および農業・食料関係団体の役職員の中から農政調査委員会理事長が委嘱する委員（10名以内）をもって構成する。

調査研究費支給要綱

1 目的

「農」または「日本の農業」シリーズ調査研究事業及び東畑四郎記念研究奨励事業に係る調査研究費の支給は、この要綱の定めるところによる。

2 調査研究費の範囲

調査研究費の範囲は、交通費、宿泊費（1泊当り、政令指定都市10,000円、その他の地域9,000円までの実費とする。）、図書資料購入費、ヒアリング実施費、アンケート調査実施費、その他その調査研究に直接要した経費とする。

なお、パソコン（OS・ソフトを含む）、ビデオ・デジタルカメラ等汎用性のある機器は助成対象外です。

3 支給申請書の提出

調査研究費の支給を申請しようとする者は、別に定める様式により、調査研究費支給申請書を農政調査委員会に提出するものとする。

4 調査研究費の支給

農政調査委員会は、提出された支給申請書に基づき、対象とする調査研究に要する経費を速やかに申請者に支給するものとする。

5 中間報告等

調査研究費の支給を受けた者は、農政調査委員会が求めた場合には、その使途を調査終了後すみやかに領収書等を添付して報告するものとする。

6 調査研究費の返還

農政調査委員会は、調査研究費の支給を受けた者が、決められた期限内に研究成果を提出しなかった場合、または調査研究計画書の内容と著しく異なる成果を提出した場合など著しい不信行為があった場合には、支給した調査研究費の返還を求めることがある。

成果報告要領

「農」または「日本の農業」シリーズ調査研究事業及び東畑四郎記念研究奨励事業による調査研究の報告書は、この要領に従って作成し、提出して頂きます。

1 原稿枚数および書式について

原稿は、A5サイズ、35字28行（余白 上20mm、下20mm、左右18～19mm）を1頁とし、図表を含めておおむね100頁以内とします。本文文字は9ポイント、図表文字は8ポイント、図表脚注は6ポイントとします。

2 図表について

図表は、できるだけコンパクトなものとし、鮮明に書き上げて下さい（網掛け設定は使用しない）。なお、報告書印刷の際には、原稿・図表は、原則として現物をそのまま利用しますので、原図として使用したい図や資料はなるべく鮮明なものを用意して下さい（できれば原本が好ましく、納品後に返却します）。図表は本文中に挿入することとし、本文とは別に加工可能な図表の電子データを提出して下さい。図表・資料のタイトルは、すべて上につけて下さい。写真は、下につけます。タイトルの書式はゴシック体とします。

3 執筆の形式について

節・小節の番号は、1. (1) 1) ①とし、「1.」は全角、「(1)、1)」は半角を使用します。

数字は全て半角とします。小数点が入る場合も半角です（たとえば0.123）。4桁を超える数字にはコンマ（たとえば12,345）を入れて下さい。

単位の2文字以上は半角（たとえばha,km）、1文字は全角（たとえばa、m）とします。「㏍」「㏎」等の単位記号は、使用しないで下さい。

図表の番号は、表1、表2・・・、図1、図2・・・とします。

句点は「、」、読点は「。」とします。

注記は、本文の該当箇所右肩に1)・・・のように記し、原稿の末尾にまとめて記載して下さい。

4 提出原稿について

提出原稿は、印刷された原稿1部と電子ファイル（編集可能なファイル形式のもの）とします。なお、提出原稿および電子ファイルは返却いたしません。却いたしません。